

平成19年から あなたの所得税・住民税が変わります。

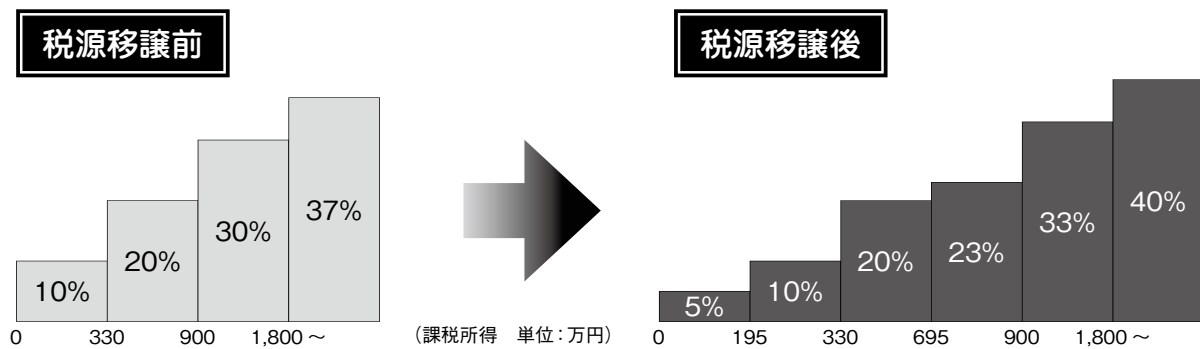
● 平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」が実現します。その柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」です。税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。

これにより、地方は必要な財源を直接確保できるようになり、住民はより身近で、より良い行政サービスを受けられるようになります。

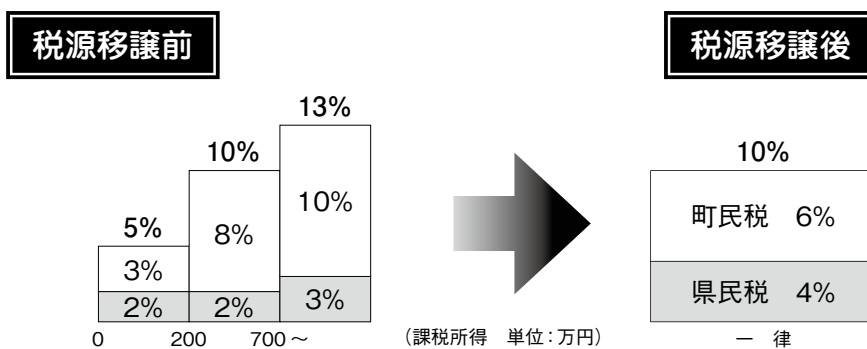
① 所得税の税率改正

税源移譲の一環として、平成18年度税制改正により4段階の税率が6段階に細分化され、平成19年1月より適用されています。これに伴い、多くの納税者の所得税額が下がります。



② 個人住民税（所得割）の税率改正

平成18年度税制改正により、平成19年6月徴収分から個人住民税所得割の税率が「一律10%」になります。



ほとんどの方は、1月分から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることになります。

しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

● 定率減税が廃止されます。

平成 11 年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえ、所得税は平成 19 年 1 月分から住民税は平成 19 年 6 月分から廃止されます。

平成 18 年

所得税：平成 18 年 1 月分から
税額の 10%相当額を減額（12.5 万円を限度）
住民税：平成 18 年 6 月分から
税額の 7.5%相当額を減額（2 万円を限度）



平成 19 年以降

所得税：平成 19 年 1 月分から廃止
住民税：平成 19 年 6 月分から廃止

● 住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

平成 17 年 1 月 1 日現在、65 歳以上の方（昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方は、平成 17 年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成 18 年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成 17 年度

合計所得金額
125 万円以下の方
非課税



平成 18 年度以降

課 税

経過措置として
平成 18 年度は税額の 3 分の 2 を減額
平成 19 年度は税額の 3 分の 1 を減額
平成 20 年度以降は、全額負担

※この経過措置は昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方が対象になります。

● 県民税「紀の国森づくり税」が創設されました。

和歌山県では、水源かん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として「紀の国森づくり税」を創設しました。

納める人	個人住民税や法人県民税の均等割を納める方
税 率	個人の方…500円 法人の方…均等割額の5%
納め方	住民税の均等割額へ上乗せして納めていただきます。
実施期間	平成19年4月1日～平成23年（5年間）

※平成 17 年 1 月 1 日現在、65 歳以上で平成 18 年中の合計所得金額が 125 万円以下の方は、平成 19 年度に限り税額が 300 円となります。

お問い合わせ先

[税のしくみに関すること]

和歌山県総務部税務課 ☎073-441-2183

[税の使いみちに関すること]

和歌山県農林水産部林業振興課 ☎073-441-2960